

高砂市放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行う事業者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していたために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び感染症対策のための簡易な改修等に係る経費について補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、高砂市放課後児童健全育成事業実施要綱第6条又は高砂市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第2条に規定する事業者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額と事業に要する経費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額とする。

2 前項に規定する事業に要する経費とは、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な経費（市長が認めるものに限る。）及び新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる施設等の改修や設備の整備等に係る費用（市長が認めるものに限る。）とする。

(実績報告)

第4条 高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）第8条の市長が必要と認める書類は、補助金の交付を受けた年度に係る次に掲げるものとする。

(1) 領収書等

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第5条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他の不正な行為を行ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の交付手続)

第6条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則に定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

基準額	
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	
（1）かかり増し経費・備品等購入経費等（1支援の単位当たり年額）	
定員19人以下	300,000円
定員20人以上59人以下	400,000円
定員60人以上	500,000円
（2）感染症対策のための改修等（1支援の単位当たり年額）	
	1,000,000円